# 佐野市空き家バンク

# 空き家の有効活用をしてみませんか?

遭建築住宅課 ☎20-3103

### 空き家バンクとは?こ

空き家バンクとは、個人が所有する、現に居住していない市内の住宅を売買または賃貸したいという空き家所有者に登録してもらい、登録された情報を市ホームページに公開し、住み替えや移住、定住を目的として、空き家などを探している方に紹介する仕組みです。

## 売りたい・貸したい方

住まなくなった家をお持ちの皆さん。眠っている家を有効活用してみま せんか。

### こんなに古い家でも大丈夫?

#### 家を解体した土地でも登録できるの? など

気になることがあれば、気軽にご相談ください。その家を必要とする人 が現れるかもしれません。

### 買いたい・借りたい方

すぐに住める、またはリフォームをすることによってまだまだ住むこと が可能な物件、空き家を解体した空き地などをご紹介しています。

「佐野市空き家バンク」をご覧になっていただき、気に入った物件が見つかれば、まずはお問い合わせください。







# 国民年金の学生納付特例制度について

なると国民年金に加入し、保険料を納付していただくことになります。 ただし、本人の前年所得が一定額以下であれば、申請により在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。申請は年度ごとに必要となりますが、昨年度、学生納付特例の承認を受け、今年度においても在学予定である方には、日本年金機構から申請用紙が送られていますので、必要事項を記入の上ご返送ください。

現在、在学中の学生の方も20歳に

今年度20歳になる方は、基礎年金 番号通知書が届きましたらお手続き ください。

▶申請場所:医療保険課年金係(1階)、 田沼・葛生行政センター、各支所

#### ▶申請に必要なもの:

- ・マイナンバーカードまたは<u>基礎年金</u> 番号通知書
- ・学生証の写し(両面)または在学証 明書(原本を確認させていただきま す)
- ・運転免許証など本人を確認できるもの
- ※猶予期間の取り扱いなど詳しくはお問い合わせください。





### 2024年 国民生活基礎調査

厚生労働省では、全国1,106地区 を対象に国民生活基礎調査を実施し ます。市では、富岡町と関川町の一 部の地区が対象になります。

6月と7月の2回にわたり、知事の 発行する身分証を携帯した調査員が 対象地区のお宅を訪問し、保健、医療、 福祉など国民生活の基礎事項を調査 しますので、ご協力お願いします。

じ栃木県安足健康福祉センター

**☎**0284-41-5900

### 防災行政無線を用いた 情報伝達試験の実施

全国瞬時警報システム(Jアラート)による情報伝達試験として、市内 248カ所に設置している防災行政無線から放送試験を行います。

▶日時: 5/22(水) 11:00

▶放送内容:「これは」アラートのテ

ストです」×3回

**造**危機管理課 ☎20-3056

### 中学生マイ・チャレンジ 事業について

中学校2年生および義務教育学校8年生が、さまざまな社会体験活動を通して自己の生き方について考えるとともに、望ましい勤労観を育むために「マイ・チャレンジ事業」を実施します。5月から6月にかけて3日間、生徒が店舗などで職業体験を行いますので、実施期間中、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

間学校教育課 ☎20-3107 または各中・義務教育学校

# 後期高齢者医療保険料の保険料率等の改定について

間栃木県後期高齢者医療広域連合 ☎028-627-6805

保険料率は、被保険者数および医療費の増加などに対応するため、2年に一度見直されます。 令和6・7年度の保険料率などについては、次のとおりです。

	令和4・5年度	令和6・7年度
均等割額	43,200円	→ 45,600円
所得割率	8.54%	8.84% %1
賦課限度額	660,000円 -	→800,000円 ※2

令和6年度は、以下のとおり激変緩和措置があります。

- ※1 基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない方は、所得割率が8.54%となります。
- ※2 令和5年度末(令和6年3月31日)以前から後期高齢者医療制度の被保険者である方と障害認定により後期高齢者医療制度の被保険者となる方は、賦課限度額が73万円となります。

### ○均等割額の軽減措置について

均等割額は、世帯(被保険者全員と世帯主)の所得金額の合計に応じて、7割・5割・2割の軽減措置があります。

令和6年度より5割・2割の軽減判定所得基準が引き上げられ、軽減措置の対象となる世帯が拡大します。 なお、後期高齢者医療被保険者の資格を取得する前日まで被用者保険の被扶養者であった方に対する保険 料軽減措置は、令和6年度も継続されます。



